

腐食防食学会表彰規程

第1条 公益社団法人腐食防食学会（以下「本会」という。）は、定款第4条(9)に基づき腐食防食に関する学術及び技術の発展を奨励する目的をもって、この規程により表彰を行う。その対象者は定款第4条(9)に基づき、腐食防食に関して功績のあった者とする。

第2条 本会に腐食防食学会 学会賞（以下「学会賞」という。）、腐食防食学会岡本剛記念講演賞（以下「岡本剛記念講演賞」という。）、腐食防食学会学術功労賞（以下「学術功労賞」という。）、腐食防食学会技術功労賞（以下「技術功労賞」という。）、腐食防食学会論文賞（以下「論文賞」という。）、腐食防食学会技術賞（以下「技術賞」という。）、腐食防食学会進歩賞（以下「進歩賞」という。）、腐食防食学会功績賞（以下「功績賞」という。）、腐食防食学会貢献賞（以下「貢献賞」という。）、及び腐食防食学会若手講演賞（以下「若手講演賞」という。）を設ける。
各賞の英語表記を附表に示す。

第3条 学会賞は腐食防食の分野における科学技術の進歩並びに本会の発展に顕著な貢献をしている者に対して授与する。学会賞は賞状及び賞牌とする。

第4条 岡本剛記念講演賞は、腐食防食の分野における学術の進歩発展に顕著な貢献をしている者を講師にし、その者を表彰する。岡本剛記念講演賞は賞状及び賞牌とする。

第5条 学術功労賞は、腐食防食の分野における学術の進歩発展に功労があり、その年齢が受賞の年の4月1日現在で満40才以上満55歳以下の者に対し授与する。学術功労賞は賞状及び賞牌とする。

第6条 技術功労賞は、腐食防食の分野における技術の進歩発展に功労があり、その年齢が受賞の年の4月1日現在で満40才以上満55歳以下の者に対して授与する。技術功労賞は賞状及び賞牌とする。

第7条 論文賞は本会会誌「材料と環境」に掲載された論文のうち、学術上または技術上特に優れた論文の著者に対して授与する。審査の対象とな

る論文は、審査を行う年の前年および前々年に掲載されたものとする。
論文賞は賞状及び賞牌とする。

第 8 条 技術賞は腐食防食の分野における工業技術の開発を行い、啓蒙または普及に顕著な貢献をした者に対し授与する。技術賞は賞状及び賞牌とする。

第 9 条 進歩賞は腐食防食の分野に関する優秀な研究、あるいは技術上の貢献を行い、その年齢が受賞の年の 4 月 1 日現在で満 40 才未満の者に対し授与する。進歩賞は賞状及び賞金とし、賞金については上限を 10 万円として表彰選考委員会にて審議し、第 19 条の報告時に合わせて報告する。

第 10 条 功績賞は満 65 才以上の正会員で、永年に亘り本会並びに本会支部の事業発展に貢献した者に対し授与する。功績賞は賞状とする。

第 11 条 貢献賞は満 55 才以上、在籍 15 年以上の正会員で、本会並びに本会支部の運営・発展に尽力した者に対し授与する。貢献賞は賞状とする。

第 12 条 若手講演賞は、本会主催「材料と環境講演大会」並びに「材料と環境討論大会」で催すコンペティション・セッション又はポスターセッションにて、優秀な講演又は発表を行った満 30 歳未満の者に授与する。若手講演賞は、賞状及び金券とする。金券については若手講演優秀賞において上限を 5,000 円、若手講演奨励賞において上限を 2,000 円として、表彰選考委員会にて審議し、第 19 条の報告時に合わせて報告する。

第 13 条 表彰件数

- (1) 学会賞は毎年 1 名を原則とするが、複数の受賞を妨げない。
- (2) 岡本剛記念講演賞は毎年 1 名を原則とする。
- (3) 学術功労賞は毎年 1 名を原則とする。
- (4) 技術功労賞は毎年 1 名を原則とする。
- (5) 論文賞は毎年 1 件を原則とするが、複数の受賞を妨げない。
- (6) 技術賞は毎年 3 件程度を原則とし、最大でも 5 件以内とする。
- (7) 進歩賞は毎年 2 件を原則とする。
- (8) 功績賞は毎年複数名とする。
- (9) 貢献賞は毎年複数名とする。
- (10) 若手講演賞は大会ごと若手講演優秀賞 1 名、若手講演奨励賞をコンペティション・セッション講演者

又はポスターセッション発表者の複数名とする。

第14条 学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞、進歩賞、功績賞、貢献賞、若手講演賞の受賞候補者は本会会員とする。ただし技術賞及び若手講演賞の場合は特別会員所属の個人を受賞候補者とすることができる。

第15条 受賞候補者の推薦者は、学会賞、学術功労賞及び技術功労賞は(1)役員(理事、監事)または支部長、(2)名誉会員、理事経験者、支部長経験者、または(3)正会員3名(の連署)とする。岡本剛記念講演講師候補者の推薦は別に定める岡本剛記念講演講師選考内規に基づくものとする。論文賞、技術賞、進歩賞の受賞候補者の推薦者は名誉会員、永年会員、正会員及び特別会員とする。功績賞並びに貢献賞候補者の推薦は別に定める功績賞選考内規並びに貢献賞選考内規に基づくものとする。若手講演賞の推薦は、別に定める若手講演賞選考内規に基づくものとする。

第16条 学会賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞及び進歩賞の受賞候補者を推薦する者は推薦理由を付し、書面をもって本会会長に申し出るものとする。

第17条 若手講演賞受賞候補者は、本会主催「材料と環境講演大会」並びに「材料と環境討論大会」で催すコンペティション・セッションにて講演、又はポスターセッションにて発表を行った者とする。

第18条 受賞者の選考は表彰選考委員会で行う。表彰選考委員は理事会が毎年若しくは大会ごとにこれを選定し、本会会長が委嘱する。委員長は本会会長が会員の中から指名し委嘱する。ただし選考手続の細部については各賞の選考内規の定めるところによる。

第19条 表彰選考委員会は推薦された候補者、若しくは若手講演賞の場合は講演をおこなった候補者のうちから適当と認める者を選定し、その結果を選定理由に付して本会会長に報告する。

第20条 本会会長は学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞及び進歩賞に係る前条の報告を理事会に諮り、その議決をへて受賞者を決定する。ただし、若手講演賞、功績賞および貢献

賞受賞者の決定は、選考内規に定めるところによる。

第 2 1 条 学会賞、岡本剛記念講演賞、学術功労賞、技術功労賞、論文賞、技術賞、進歩賞、功績賞及び貢献賞の授与は、「材料と環境講演大会」において本会会長が行う。

2 若手講演賞の授与は、本会主催「材料と環境講演大会」ならびに「材料と環境討論大会」の技術交流会において本会会長が行う。

第 2 2 条 この規程の改廃は理事会の議決を要するものとする。

附表：各賞英語表記一覧表

昭和 53.	9.	18 (改訂)	平成 12.	1.	24 (改訂)	平成 29.	5.	25 (改訂)
57.	12.	25 (改訂)	12.	6.	1 (改訂)	平成 31.	01.	22 (改訂)
58.	5.	20 (改訂)	16.	1.	30 (改訂)	令和 2.	7.	27 (改訂)
61.	1.	31 (改訂)	20.	3.	14 (改訂)			
平成元.	1.	25 (改訂)	21.	7.	22 (改訂)			
3.	1.	24 (改訂)	23.	5.	23 (改訂)			
9.	5.	6 (改訂)	24.	11.	29 (改訂)			
11.	5.	20 (改訂)	26.	11.	26 (改訂)			
11.	7.	21 (改訂)	27.	7.	27 (改訂)			

附表 各賞英語表記 一覽

和名	英語表記
学会賞	The Award of JSCE
岡本剛記念講演賞	Okamoto Go Memorial Lecture Award
學術功勞賞	The JSCE Award for Scientific Contribution
技術功勞賞	The JSCE Award for Technical Contribution
論文賞	The JSCE Award for the Best Paper
技術賞	The JSCE Award for the Technical Development
進歩賞	The JSCE Award for the Promising Researcher
若手講演優秀賞	The JSCE Award for the Best Presentation of Young Researcher
若手講演奨励賞	The JSCE Encouragement Award for Presentation of Young Researcher
功績賞	The JSCE Award for Distinguished Achievement
貢献賞	The JSCE Award for Distinguished Contribution
特別功勞賞	The JSCE Award for Particular Contribution